

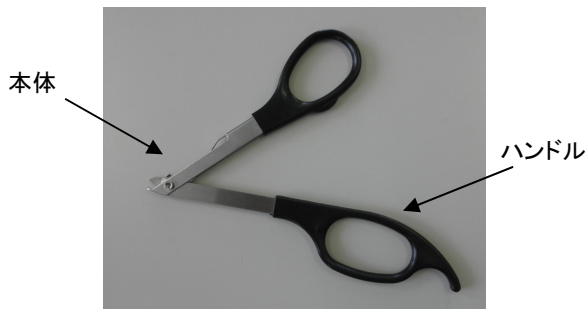
機械器具 (30) 結紮器及び縫合器
一般医療機器 ステープルリムーバ JMDNコード:16787001

ケイセイステープルリムーバー

【形状・構造及び原理等】

1. 材質: 本体 : ステンレススチール
ハンドル: ポリブチレンテレフタレート(GF30%)

2. 形状、構造



3. 原理
回転軸のある上あご、下あご(ハンドルに親指と他の指用の穴がある)からなり、下あご部分をステープルの下に挿入し、ハンドルを握ることによってステープルを変形させることができる。

【使用目的又は効果】

本品は、皮膚に打針されているステープルを抜去するために用いる。
本品は再使用可能である。

*【使用方法等】

使用方法

本品は再使用可能な機器であり、未滅菌品です。

本品を使用する前には必ず滅菌して使用すること。滅菌方法については【保守・点検に係る事項】1. 洗浄、滅菌を参照。

1. リムーバーの下あご部分をステープルの下にしっかりと挿入する。
下あごの部分の奥まで入っていることを確認する。
2. ハンドルを握りステープルを変形させる。
3. ハンドルが完全に閉じるまで握ること。
4. ハンドルを完全に閉じ、ステープルを十分に変形させ、ステープルを皮膚より真っ直ぐに引き上げる。
5. 使用後は洗浄し、本品に反り、曲がりのないことを確認する。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意
 - 1) 破損、曲がりの原因となるので、必要以上の力(応力)を加えないこと。
 - 2) リムーバーの下あご部分をステープルの下にしっかりと挿入し、下あごの奥まで入っている状態でハンドルを握ること。挿入が不充分的状態でハンドルを握ると破損する恐れがあります。
 - 3) 一度に2本以上のステープルの抜去を行わないこと。破損する恐れがあります。
 - 4) ハンドルを完全に握るまでステープルを引き上げないこと。
2. その他の注意
 - 1) 本品に反り、曲がりがある場合は使用しないこと。
 - 2) 衝撃を加えると破損する恐れがあります。破損している場合は直ちに使用を中止すること。
 - 3) 廃棄は感染防止に配慮して地方自治体の条例・規制に従い許可を得た廃棄物処理業者に廃棄を依頼すること。

*【保管方法及び有効期間等】

1. 貯蔵・保管方法

- 1) 高温、多湿、直射日光及び水濡れを避け、清潔な場所に室温にて保管すること。

*【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄、滅菌

- 1) 使用後は速やかに洗浄を行ってください。
- 2) 可動部をよく動かしながら洗浄してください。
- 3) 洗浄の際、目の粗い磨き粉や、金属ウールで本品の表面を磨かないでください。[器具表面が損傷し腐食の原因となるため]
- 4) 洗浄や滅菌に使用する水は、蒸留水か脱塩した水を使用してください。[一般の水道水等に含まれる残留塩素や有機物質が器具表面の腐食や変色発生の原因となるため]
- 5) 酸やアルカリの強い洗剤の使用は避けてください。
- 6) 超音波洗浄の際にはメーカー指定の適正な洗剤を使用し、家庭用洗剤は使用しないでください。
- 7) 洗浄後は十分に乾燥させ、湿った状態で放置しないでください。
- 8) 腐食の原因となるため、汚れが残った状態での滅菌、消毒はしないでください。
- 9) 滅菌は高圧蒸気滅菌(推奨:121℃20分又は134℃5分)又はEOG滅菌でおこなってください。
- 10) 高圧蒸気滅菌を行う際は、必ず本品を滅菌バックに入れ滅菌を行ってください。[ハンドルは樹脂製の為、直接缶体に触れることで変形の原因となるため]
- 11) 本製品にプラズマ滅菌はおこなわないでください[変形、劣化の原因となるため]

2. 点検

洗浄後、使用前後には、汚れや変形、損傷等がないことを確認してください。

【製造販売者及び製造業者等の氏名又は名称等】



ケイセイ医科工業株式会社

〒959-0261 新潟県燕市吉田鴻巣96

Tel: 0256-92-3582